

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 26. 4. 10 第 186 回国会第 5 号

4 月 10 日（木）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第 54 号）

- ・森国務大臣（消費者及び食品安全担当）、岡田内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）独立行政法人国民生活センター理事長 松本恒雄君

（質疑者及び主な質疑内容）

堀井 学君（自民）

- ・今回の法案の趣旨は、消費者の利益をいかに守り、また、国と地方公共団体がどのように連携して課題に対処していくかということと考えるが、法案の内容及び提出の背景について、森国務大臣に伺いたい。
- ・景品表示法の改正に関し、法執行に当たり、地域間で判断基準のばらつきが起きないように国の体制整備、地方公共団体への運用基準の明示、業界への自主的なルールづくりの促進について、消費者庁の取組を伺いたい。
- ・消費者安全法の改正に関し、指定消費生活相談員の任用や配置基準、また、当該相談員の資質向上等に向けた財政支援の必要性について伺いたい。

國重 徹君（公明）

- ・景品表示法の改正に関し、内閣総理大臣が定める「事業者が表示等の適正な管理のため講ずべき必要な措置に関する指針」は、業種により内容が異なるものとなるのか。
- ・平成 21 年の消費者庁設置に伴い景品表示法は公正取引委員会から同庁に移管されたが、これを両庁の共管にすべきではないか、又は、公正取引委員会地方事務所の職員を消費者庁との併任にすべきではないかという意見に対する森国務大臣の所感を伺いたい。
- ・消費者安全法の改正に関し、消費生活相談員の秘密保持義務について、相談事例を秘密にすることで、かえって相談員のスキルアップの妨げになるのではないかと、また、秘密保持義務の対象とならない事例を伺いたい。

郡 和子君（民主）

- ・外食へのアレルギー表示義務付けを、現行の食品衛生法に基づく表示基準の内閣府令改定を直ちに行った上で、その改定内容を、食品表示法に基づいて作成され

る食品表示基準に盛り込むべきと考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

- ・事業者の表示管理体制の強化と不当表示再発防止策として、公益通報を理由に不利益取扱いを行った事業者に対するペナルティーを導入することについて、森国務大臣の見解を伺いたい。
- ・課徴金制度の導入に関し、不当表示の無過失証明は小規模零細事業者にとって困難と考えるが、森国務大臣の見解を伺いたい。

中根 康浩君（民主）

- ・平成 25 年 4 月に施行された障害者優先調達推進法に基づく消費者庁の契約実績及び平成 26 年度の数値目標について、また、障害者の消費者被害についての実態調査の有無について森国務大臣に伺いたい。
- ・消費者安全法の改正に関し、第 11 条の 2 に規定する「消費生活上特に配慮を要する消費者」に該当する者であれば、本人の意思とは関係なく、地方公共団体の長からの求めに応じて情報を提供できることになるのか。
- ・消費者安全確保地域協議会は、特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、状況を見守るなど必要な取組を行うとされているが、その中には、被害解決の仕組みやサポートなども含まれるのか。

大西 健介君（民主）

- ・経済産業省及び農林水産省が、望まない顧客への訪問販売や電話勧誘販売（不招請勧誘）を禁止する商品先物取引に関する規則を改正して規制緩和を図ろうとしていることに対し、森国務大臣は、消費者庁に対して事前協議がなかったことから、協議を関係省庁に申し入れたと伺っているが、大臣は、この不招請勧誘禁止の緩和に反対であるということによいか。また、今後どのように対応していくのか。
- ・中国毒餃子事件を受け対策を行ったにもかかわらず、

食品への意図的な毒物混入は行われている。3月14日に消費者庁で開催された消費者安全情報統括官会議を踏まえ、こうした「食品テロ」に対し、どのように取り組むつもりか。

- ・消費者安全法の改正に関し、新たな消費生活相談員の資格を設け、登録試験機関が実施する資格試験によって付与することとしているが、これが登録試験機関同士による受験者の奪合いを招き、ひいては消費生活相談員の質の低下につながるおそれはないか。

穀 田 恵 二君 (共産)

- ・消費者安全法の改正に関し、小規模自治体における消費生活相談体制の確立に向け、消費生活相談員の配置に関する最低基準の設定が必要と考えられるが、消費者庁は、人口又は相談件数に対し、どの程度の相談員が必要であると想定しているのか。
- ・景品表示法の改正に関し、事業者への表示管理体制の整備の義務化を設けているが、中小零細事業者にとって過度な負担とならないよう考慮する必要があると考えるが、いかがか。
- ・景品表示法には直罰規定が設けられていないが、不当表示問題の重大性を踏まえ、同法の運用強化を図る観点から、悪質な事業者に対する罰則強化の検討をするべきではないか。

井 坂 信 彦君 (結い)

- ・景品表示法の改正に関し、消費者庁長官からの権限委任について、受任各省庁における調査権限の行使者は具体的に想定されているのか、また、都道府県は的確な法執行を行えるだけの人員をそろえているのか。
- ・消費者安全法の改正に関し、新たに組織される消費者安全確保地域協議会と、既存の消費者教育推進地域協議会との違いは何か。小規模自治体では、新たな協議会を組織しても同様のメンバー構成となり、負担が大きくなることから、既存の協議会の活用も考えるべきではないか。
- ・課徴金制度の導入に関し、使途を消費者政策に限定したり、他の国庫納付金と別建てで納付させる等の工夫をしてはどうか。また、不実証広告についても課徴金の対象とすべきではないか。

上 西 小百合君 (維新)

- ・(独)国民生活センター(以下「センター」という。)と(公社)全国生活相談員協会(以下「全相協」という。)との関係について、センターの職員から全相協の役員に就任している人数、全相協がセンターの東京事務所内に間借りしていた時期の賃貸契約内容、また、セン

ターの東京事務所が使用している敷地の所有者及びその賃貸契約内容について伺いたい。

- ・センターの経理部長が5代続けて財務省出身者で占められてきたことと、敷地の所有者が国税庁であることとの間に、何らかの因果関係はあるのか。
- ・センターの組織・運営についての透明性を高める必要性、具体的改善策について、森国土大臣及びセンターの所見を伺いたい。

重 徳 和 彦君 (維新)

- ・昨年の不適切なメニュー表示の問題をどのように総括されているか、森国土大臣に伺いたい。
- ・消費者安全法の改正に関し、消費生活協力団体及び消費生活協力員の秘密保持義務の取扱い、また、地方消費者行政活性化基金の配分方法及び使途について伺いたい。
- ・課徴金制度の導入に関し、故意・過失等の主観的要件の要否、立証責任の転換の要否、納付命令の裁量行為の有無の論点について、森国土大臣に伺いたい。

柏 倉 祐 司君 (みんな)

- ・景品表示法の改正に関し、事業者が表示等の適正な管理のため講ずべき必要な措置に関する指針について、対象事業者の範囲、具体的内容等について伺いたい。
- ・都道府県知事への委任に基づく措置命令権限は、県境にまたがる事業者の場合には、どのような適用となるのか。
- ・消費者安全法の改正に関し、新たな消費生活相談員資格制度は、既存の3資格にどのような課題等があったため創設することとなったのか。

青 木 愛君 (生活)

- ・景品表示法の改正に関し、消費者庁長官の調査権限を事業所管大臣に委任できるとしているが、「緊急かつ重点的に」(第12条第3項)の意味を伺いたい。また、不当表示に対処する必要が一時的かつ重大性のある事案となると、問題が発覚してからでなければ権限の委任ができないように受け取れるが、いかがか。
- ・金融商品関係の取引については高齢者の被害金額が大きいことを踏まえ、食品への不当表示対応と同様、恒久的に金融庁長官に調査権限を委任することが有効と考えるが、いかがか。
- ・日常的に景品表示法に基づく調査等を本来業務としていない職員に、突然、調査権限を委任しても、迅速かつ的確な対応が行えるか懸念がある。調査権限の委任

については、監視指導態勢強化の観点から、どのような対応を図るのか。